

## 第22期 第38回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和7年2月28日（金）13:01～14:06
2. 場 所 福岡県水産会館 5階大研修室（福岡市中央区舞鶴2-4-19）  
福岡市漁業協同組合唐泊支所（福岡市西区大字宮浦273-12）
3. 出席者  
筑前海区漁業調整委員会 委員 8名
4. 臨席者  
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名  
福岡県農林水産部水産局水産振興課 2名  
筑前海区漁業調整委員会事務局 3名  
福岡県漁業協同組合連合会 1名
5. 議題及び議決内容
  - (1) 筑前海区漁場計画の変更について（答申）  
（主な審議や意見）  
特になし  
（審議結果）  
原案のとおり漁場計画を変更することが適当であると答申することとなった。
  - (2) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）  
（説明）  
水産振興課から資料2に基づき、説明がなされた。  
（主な審議や意見）  
委員：様々な流通経路がある中、公平かつ適切に漁獲量を把握するのが大変になってくる。実務を問題なく行う体制づくりが重要になってくる。  
水産振興課：現在、研究所や漁協と協議しているところ。  
（審議結果）  
原案のとおり一部改正することが適当であると答申することとなった。
  - (3) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
（説明）  
水産振興課から資料3に基づき、説明がなされた。  
（主な審議や意見）  
特になし。  
（審議結果）  
原案のとおり定めることが適当であると答申することとなった。
  - (4) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更の取扱について（諮問）  
（説明）  
水産振興課から資料4に基づき、説明がなされた。  
（主な審議や意見）  
委員：都道府県間の融通について、国の管理を離れると、水面下での取引材料となる恐

れがある。正当で公平な調整が図られるよう、県からも国に理解していただくよう働きかけてほしい。

(審議結果)

原案のとおり定めることが適当であると答申することとなった。

**(5) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について(協議)**

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり承認することとなった。

**(6) 関門海峡におけるマダコの新採捕制限に係る委員会指示について(協議)**

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

**(7) 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について(報告)**

(説明)

漁業管理課から資料7に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

**(8) 筑肥連合海区漁業調整委員会について(報告)**

(説明)

事務局から資料8に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

**(9) その他**

特になし。